

物価高騰の影響を受ける施設に対しての支援(今年度)

		内容
北摂	高槻市	保育所・認定こども園・幼稚園(新制度未移行園含む):1園あたり200,000円を補助 地域型保育事業所:1園あたり100,000円を補助
	茨木市	1事業所につき100,000円支給。(分園を運営している場合は、当該分園を合わせて1事業所とみなす)
	摂津市	物価高騰対策補助金:①自園調理で給食を提供している施設 275円に各月1日時点の在園数を乗じて得た額②外部搬入で給食を提供している施設 1食当たりの前年度からの上昇額に給食提供実施日数を乗じて得た額
	吹田市	定員 1人～ 20人 100,000円 21人～ 40人 200,000円 41人～ 60人 300,000円 61人～120人 500,000円 121人～200人 700,000円 201人～900,000円
	豊中市	3号認定児 1人あたり月額575円 2号認定児 1人あたり月額570円 1号認定児 1人あたり月額480円を物価高騰による給食費等の値上げをしないことを条件に支給
	箕面市	給食の食材料費高騰に対する支援のため、民間保育施設に対して、補助金を支給。5,500円×市が算出した物価上昇率×利用児童数×12月(令和5年4月～3月分)
	池田市	児童1人あたり220円に定員数を乗じて得た額を月上限として補助。
	島本町	なし
	豊能町	食材費の物価高騰分を補助予定。
	能勢町	なし
北大阪	枚方市	副食費支援:民間の保育所、認定こども園、幼稚園に対し補助。 ・2・3号認定子どものうち副食費実費徴収児一人につき200円/月 ・1号認定子どものうち副食費実費徴収児一人につき10円/給食1回
	寝屋川市	・給食費無償化補助金 (令和5年4月から令和5年12月までの各月初日在籍児童数×給食費の合計金額を補助するもの。) ・給食食材費緊急支援事業補助金 (給食費×R5.4.1在籍児童数×9カ月×9%(物価上昇率)分を補助するもの。) ・物価高騰対策緊急支援補助金 (施設の定員数により補助するもの。定員30人未満:100,000円、定員31人～60人まで:200,000円、61人～90人:300,000円、91人以上:400,000円)
	交野市	・認定こども園、保育所、小規模保育施設(令和5年4月1日時点の園児数) 200人以上:600,000円、100人～199人:400,000円、50人～99人:200,000円、20人～49人:100,000円、20人未満:50,000円 ・幼稚園(令和5年4月1日時点の園児数) 200人以上:450,000円、100人～199人:300,000円 ・認可外保育施設(居宅訪問型保育事業、一時預かり保育事業を除く) 30,000円
	守口市	なし
	門真市	門真市物価高騰対策緊急支援金として、市内にある私立幼稚園、保育所、認定こども園に対して250,000円、小規模保育事業所に対して50,000円を支給予定。
	四條畷市	利用定員ごとに支援額を設定。50人未満は50千円、70人未満は100千円、90人未満は250千円、90人以上は500千円
	大東市	なし
河内	東大阪市	なし
	八尾市	定員1人当たり7,000円(年間分)
南大阪	柏原市	なし
	藤井寺市	なし
	松原市	なし
	羽曳野市	各施設の定員に1,500円を乗じた額を補助金として支給している。
	富田林市	特定教育・保育施設は400,000円、地域子育て支援拠点100,000円、認可外保育施設は200,000円支給。
	河内長野市	・特定教育・保育施設に事業継続分として150,000円 ・地域子育て支援拠点(市が事業を委託している事業所に限る。)および認可外保育施設(居宅訪問型保育事業者を除く)に50,000円
	大阪狭山市	各園に対し、令和3年度保育所等の食材費・光熱水費×物価上昇率×11/12を補助。
	太子町	・令和5年9月分～令和6年3月分の主食費補助を行う予定。・主食費については1号認定 1,000円(1ヶ月あたり)・2号認定 1,500円(1ヶ月あたり) 副食費については、保護者が施設に対して支払う額の代理授与という形で支援。
	河南町	なし
	千早赤阪村	なし
泉州	高石市	各月1日の入所児童数×1,122円(光熱費と食糧費の増加単価)
	泉大津市	なし
	和泉市	なし
	岸和田市	各施設を利用する1号認定児童児童及び2・3号認定児童数に964円を乗じた額
	貝塚市	なし
	泉佐野市	なし
	泉南市	・食材費等の物価高騰に伴う、給食材料費への補助金。月初の泉南市民である利用児童一人当たり 月額500円 ・エネルギー費高騰に伴う、光熱水費への補助金 月初の泉南市民である利用児童一人当たり 月額500円
	忠岡町	なし
	熊取町	物価高騰の影響を受けている民間保育園等に対して高騰分を支援することで給食の内容維持を求める(単価325円×令和5年4月～令和6年3月までの間の毎月1日時点の児童数を乗じた金額を補助)
	田尻町	なし
	阪南市	私立保育施設が令和5年9月1日から令和6年3月31日までの期間の給食費の徴収を免除する際に要する経費を支給。(副食費徴収免除対象者:児童数×3,000円×実施月数、副食費徴収対象者:児童数×7,500円×実施月数)
岬町	なし	
堺市	・給食費月額単価441円、光熱費月額単価241円として、在籍児童数、定員数に応じて給食費12か月分、光熱費6か月分を支給予定。50人規模の施設の場合:約32万円(給食費支援25万円+光熱費支援 7万円) 100人規模の施設の場合:約66万円(給食費支援52万円+光熱費支援 14万円)	
大阪市	交付額:利用定員数の総和に3,000円を乗じて得た額	